

栗原市復興推進計画

平成25年10月18日
宮城県栗原市

1. 計画の区域

栗原市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心とした広範囲の地域が被害を受け、県内では沿岸部を中心に多数の企業が被災し、事業活動の見直しや事業の休廃止に追い込まれる状況となり、多くの人々の雇用が失われた。本市においては全国で唯一、最大震度7を記録し、市内全域において市民生活の基盤である住家や宅地、経済基盤となる農林水産業や商工業、道路や公共施設などのインフラに甚大な被害を受けた。さらには、東日本大震災に起因して発生した、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による影響が、市民生活や経済活動において深刻な問題となっている。

こうした中で、東北地方の中心に位置する本市では、沿岸部地域を含めた広域圏における円滑な物流に有効な高速交通体系（東北自動車道、東北新幹線）や豊かな地域資源等を活用しながら、社会生活基盤の早期復旧を図り、市民生活の再建を支援する。加えて、地域経済基盤の復旧を進め、活力ある産業構造の構築による復興を目指すため、本市の中核的産業を担う立地企業の体制強化を支援することにより、地域経済の活性化を図り、本市のみならず沿岸部も含めた地域企業との取引を拡大し雇用機会を創出する。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

本市の中核的産業である金属製品製造業について、立地企業の事業用の設備投資等を支援し、雇用機会の拡充を図ると共に、安定した雇用の確保を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する太平洋工業株式会社（以下「対象事業者」という）が、栗原市栗駒の東北工場において、設備増強を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における金属製品製造業は、市内の製造業における製造品出荷額の約8.6%を占める中核的な産業である。その中でも本事業は、投資の規模としても、本市における製造業全体の平均投資額を大きく上回る大規模なものであり、これによって本市の金属製品製造業における対象事業者の製造品出荷額は約26.2%となり、本市の製造業における金属製品製造業の製造品出荷額は約11.4%を占める見込みとなる。

また、今般の設備投資に伴って発生する新規雇用予定者の33人を復興支援の観点から本市だけではなく広く沿岸部からも採用することとしている。

加えて、設備増強によるプレス製品の生産にあたっては、沿岸部を含む地元企業から、製品製造に必要な部品等を調達することとしており、本市及び沿岸部における雇用の確保や取引拡大など地域経済への波及効果が期待できるものである。

このことから、本市における製造業の中核となる金属製品製造業の増強等を行うことは、目標に掲げた「本市の中核的産業を担う立地企業の体制強化を支援することにより、地域経済の活性化を図り、本市のみならず沿岸部も含めた地域企業との取引を拡大し雇用機会を創出する」ことを達成するために必要かつ有効な事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市の金属製品製造業の主要企業である対象事業者がプレス設備等の増強を行い、生産能力が向上することによって、売上高の増加とともに、地元企業との取引拡大などの経済効果が期待される。

これらの効果は、本市及び沿岸部を含む地域における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、対象事業者、株式会社日本政策投資銀行、栗原・登米ブロック商工会連絡協議会栗原支部、宮城県、本市を構成員とする栗原市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。